平成２８年（フ）第２２６号
愛知県安城市今池町１丁目５番１号　ハイレジデンス新安城904
破産者　山口　伸明
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
愛知県安城市箕輪町唐生155番地１
破産者　野々山宏司
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
島根県出雲市大社町菱根484番地１
破産者　鎌田ヤチヨ
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第５７号
愛媛県今治市高地町１丁目甲2005番地２、前住所愛媛県西条市三津屋南２番15、前々住所愛媛県今治市阿方甲391番地２
破産者　中村純一郎
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２１号
高知県安芸市宝永町７番40号
破産者　小**松**　雅人
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
大分県日田市隈２丁目２番34号
破産者　占野　悦子
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第３５０号
宮崎市新別府町江田原93番地11
破産者　牧之瀬郁子
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５０号
鹿児島県姶良市加治木町諏訪町62番地
破産者　中山　正見
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
佐賀市諸富町大字徳富59番地１　野中貸家北１号室、破産手続開始決定時の住所佐賀市諸富町大字徳富1285番地
破産者　吉福　勝蔵
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
東京都北区赤羽台２丁目３番１―312号、前住所長崎県佐世保市もみじが丘町40番地45
破産者　田中　俊幸
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３２１号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目12番12号　ガーデンフローラ203
破産者　秋元　義幸
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０１号
福岡県行橋市大字稲童3649番地１
破産者　三浦　和之
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１８号
静岡市駿河区西島1370番地の１　サンハウス101号、旧住所静岡市駿河区新川２丁目５番39号
破産者　志田　統英
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２８号
静岡県藤枝市助宗1807番地の１
破産者　堀田美千雄
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１９６号
大阪府東大阪市新町２番31―201号、開始決定時大阪府東大阪市島之内１丁目４番３―401号
破産者　中田　強志
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５８号
大阪市城東区蒲生１丁目８番37号　西野マンション　401号
破産者　ＭＡＮＡＴＳＡＫＡＲＮ　ＪＩＴＲＡ
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３１号
大阪府泉大津市二田町３丁目５番３号　紙屋ハウス２番館Ｂ―202、前住所大阪府泉大津市曽根町３丁目５番28号
破産者　喜多　洋子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５３６号
大阪府泉大津市千原町２丁目４―20ＫＳハイツ201号室、住民票上の住所大阪府泉大津市曽根町２丁目２番26号メゾンそれいゆ２階Ｄ号
破産者　永山　鐘元
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係